破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第７９４号
札幌市豊平区西岡５条14丁目９番33号
債務者　北田　英之
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第９１７号
札幌市手稲区前田４条13丁目３番10号
債務者　大木まどか
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第９２４号
札幌市厚別区青葉町12丁目９番60―1003号
債務者　原田　弘樹
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第９７１号
札幌市西区八軒９条東１丁目２番８号　コスモハイツ101号
債務者　小野富美子
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第９８３号
札幌市中央区南９条西13丁目１番43―203号
債務者　葛西千奈美
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１２１号
北海道厚岸郡浜中町浜中桜北82番地
債務者　扇　しおり（旧姓中田）
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
釧路地方裁判所

平成３０年（フ）第４０号
秋田県湯沢市愛宕町３丁目７番22号　市営愛宕住宅Ｃ－２
債務者　高橋　　拓
1　決定年月日時　平成30年６月25日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成３０年（フ）第４８１号
千葉県市原市更級２丁目６番地４　エクセレント・Ｔ403
債務者　愛　　一起
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第５１８号
千葉県浦安市東野２丁目22番６号　サンシティヒコタＣ－２（103）
債務者　荻原　敦子
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第５３４号
千葉県八千代市ゆりのき台５丁目24番地４
債務者　林　　秀清
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第５４０号
千葉市中央区新宿２丁目７番５号　ＤＣ．ＦＯＲＴ千葉中央1511号
債務者　栗田　宏美
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第５４５号
千葉県市川市鬼高３丁目１番３号　（ロイヤルコーポ107号）
債務者　齊藤　史郎
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第５４８号
千葉県市原市大厩786―５、住民票上の住所千葉市稲毛区作草部１丁目26番１号　レーベンハイム西千葉ガーデンシティ710号
債務者　松岡　秀雄
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第５６６号
千葉県船橋市海神１丁目６番26―206号
債務者　野村　晴美
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第５７０号
千葉県流山市南流山３丁目10番地の10　トップ南流山219、申立時の住所千葉県浦安市猫実２丁目９番15―103号　コスモハウス三番館
債務者　稲毛　宏行
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第５８０号
千葉市若葉区桜木５丁目６番４号　レオパレスプリマベーラ106号
債務者　坂口　理恵
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係